

## 住民監査請求に係る監査結果の公表

(令和 7 年 4 月 1 日受付、令和 7 年 5 月 29 日決定)

## 第1 監査の結果

本件請求について、請求人の主張には理由がないと認めます。

## 第2 請求の受付

### 1 請求人

(略)

### 2 請求書の提出日

令和7年4月1日

### 3 請求の内容

請求の内容は、おおむね別紙1のとおりです。

### 4 要件審査

監査委員は、令和7年4月17日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することを決定しました。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項の決定

令和6年4月10日から同月12日までの市長及び市会議長（以下「議長」といいます。）の上海市訪問（以下「本件出張」といいます。）における議長及び随員の議会局市会事務部秘書広報課議長担当係長（兼務）（以下「本件随員職員」といいます。）に支給された出張旅費のうち航空賃（以下「本件航空賃」といいます。）の支出が違法又は不当な財務会計上の行為に該当するか否かを監査対象事項としました。

### 2 監査対象局

議会局を監査対象局としました。

### 3 証拠の提出及び陳述の聴取

監査委員は、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和 7 年 5 月 1 日に追加の証拠の提出を受けるとともに、令和 7 年 5 月 9 日に陳述を聴取しました。

また、監査委員は、令和 7 年 5 月 1 日に監査対象局から見解書（別紙 2 のとおり）の提出を受けるとともに、令和 7 年 5 月 9 日に監査対象局職員から陳述を聴取しました。

## 第 4 監査の結果

### 1 請求人及び監査対象局職員の陳述

請求人及び監査対象局職員から聴取した陳述内容は、おおむね別紙 3 のとおりです。

### 2 事実関係の確認

請求人からの提出書面及び請求人の陳述、監査対象局からの提出書面及び監査対象局職員の陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めました。

#### (1) 本件出張について

本件出張は、上海市との友好都市提携 50 周年を機に上海市長との会談等を行い、これまでの交流実績の確認や今後の連携について協議する等のため、市長及び議長が上海市を訪問したものです。議長は令和 6 年 4 月 10 日から同月 12 日までの日程で、市長は同月 10 日及び同月 11 日の日程で訪問し、本件出張に係る議長の随行者は、本件随行職員 1 名でした。

#### (2) 議員の外国旅費（航空賃）について

議員の出張旅費については、横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年 8 月横浜市条例第 30 号）第 5 条第 2 項の規定により、横浜市旅費条例（昭和 23 年 10 月横浜市条例第 73 号）中、特号の者に支給する額により、同条例を準用して支給することとなっています。

議員の外国出張は、方針伺により決定し、旅費の執行及び支給の手続は、議会局職員の外国旅費に準じて行います。

#### (3) 議会局職員の外国旅費（航空賃）について

議会局職員の出張旅費については、横浜市会職員旅費条例（昭和 23 年 10 月横浜市条例

第74号)において準用する横浜市旅費条例(以下「旅費条例」といいます。)第1条の規定により、公務のため旅行するときは旅費を支給することになっています。外国旅行(旅費条例第15条の4に規定する外国旅行をいいます。以下同じ。)の旅費(以下「外国旅費」といいます。)の種類については、横浜市外国旅行の旅費に関する規則(昭和35年5月横浜市規則第32号。以下「外国旅費規則」といいます。)第2条第1項に「外国旅行の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。」と規定されており、航空賃は、同条第4項の規定により、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給されることになっています。

航空賃の額について、「旅費取扱いの手引き」(令和6年3月改訂版。以下「手引き」といいます。)では、航空賃における航空会社の選定について、「同一時期・同一路線において、航空会社により運賃が異なる場合、最も廉価なものを利用して旅費を計算するのが原則です。ただし、航空機の予約状況や時間の都合等により、やむを得ずより高額な運賃の航空会社の航空便を使用する必要がある場合は、労務担当課及び経理担当課と事前に調整し、理由書を添付の上で、より高額な航空賃を支給することができます。」と記載されています。

職員の外国出張については、手引きに従い、外国旅行に関する執行伺に見積書等の書類、行程表、外国旅行積算書を添付して、国際局グローバルネットワーク推進部グローバルネットワーク推進課(令和5年3月改訂版においては国際局国際政策部国際連携課、令和7年3月改訂版においては国際局総務部政策総務課)及び総務局人事部労務課と合議をします。職員が外国旅費を請求する場合には、横浜市職員出張及び旅費支給規程(平成12年10月達第22号)第4条第2号の外国旅費請求書に必要な書類を添えて市長に提出します。出張後に外国旅費を支出する場合の支出命令には、旅行代金等が確認できる領収書等を添付します(「支出事務の審査の手引き【暫定版】」(2024年4月会計室審査課))。また、航空賃の請求における運賃の確認について、手引きでは「領収書等の写しなど支払金額が確認できる書類を添付し、旅費を請求することとします。」と記載されています。

議会局においては、議会局長等の兼職等に関する規則(平成11年4月横浜市規則第38号)及び横浜市事務決裁規程(昭和47年8月達第29号)別表第1の規定により、係長以

下の職員の外国出張は部長専決事項であり、支出命令に関することは課長専決事項となっています。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）<br/>（費用弁償）<br/>第5条（第1項省略）<br/>2 前項の旅費は、横浜市旅費条例(昭和23年10月横浜市条例第73号)中、特号の者に支給する額により、同条例を準用してこれを支給する。<br/>（第3項及び第4項省略）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>横浜市会職員旅費条例（抜粋）<br/>横浜市会の職員に係る旅費に関しては、横浜市旅費条例を準用する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>横浜市旅費条例（抜粋）<br/>第1条 本市職員その他の者で、公務のため旅行するときは、別に定めるもののほか、この条例の定めるところにより、旅費を支給する。<br/><br/>第15条の4 本邦と外国との間における旅行について支給する旅費の種類、額及び支給方法については、国家公務員の例に準じて市長が定める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>横浜市外国旅行の旅費に関する規則（抜粋）<br/>（外国旅行の旅費の種類）<br/>第2条 外国旅行の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。<br/>（第2項及び第3項省略）<br/>4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。<br/>（第5項から第12項まで省略）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>横浜市職員出張及び旅費支給規程（抜粋）<br/>（出張の手続）<br/>第2条 職員は、出張を必要とするときは、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる命令書、命令簿又は出張を命ずる決裁文書(以下「命令書等」という。)に出張先、出張する具体的理由又は出張用件、出張帰着月日等を記入して、決裁を受けなければならない。<br/>（第1号省略）<br/>(2) 外国出張(本邦と外国との間における出張及び外国における出張をいう。以下同じ。)の場合 出張を命ずる決裁文書<br/>2 前項第2号の出張を命ずる決裁文書には、次に掲げる旅費の積算書を添付しなければならない。<br/>（第1号省略）<br/>(2) 企画旅行以外の旅行(以下「手配旅行」という。)の方法により出張する場合 外国旅費積算書(手配旅行用)(第5号様式)<br/><br/>（旅費の請求）<br/>第4条 出張に係る旅費の支給を受けようとする職員は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる請求書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。<br/>（第1号省略）<br/>(2) 外国出張に係る旅費を請求する場合<br/>（ア省略）</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>イ 手配旅行の方法により出張するとき。<br/>外国旅費請求書(兼領収書)(手配旅行用)(第10号様式)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>旅費取扱いの手引き(令和6年3月改訂版)(抜粋)<br/>外国旅費<br/>3 航空賃<br/>(1)航空会社の選定<br/>同一時期・同一路線において、航空会社により運賃が異なる場合、最も廉価なものを利用して旅費を計算するのが原則です。<br/>ただし、航空機の予約状況や時間の都合等により、やむを得ずより高額な運賃の航空会社の航空便を使用する必要がある場合は、労務担当課及び経理担当課と事前に調整し、理由書を添付の上で、より高額な航空賃を支給することができます。<br/>(10)運賃の確認について<br/>航空賃について、領収書等の写しなど<u>支払金額が確認できる書類</u>を添付し、旅費を請求することとします。(以下省略)</p> <p>13 合議<br/>外国出張に関する執行伺は、国際局グローバルネットワーク推進部グローバルネットワーク推進課、総務局人事部労務課合議とします。<br/>※(省略)</p> <p>14 執行伺に必要な添付書類<br/>(1) 交通費、旅行雑費のその区分や金額を証明するに足る見積書等の書類<br/>(他団体の依頼による出張の場合は団体参加費の見積書)<br/>(2) 行程表(日時、宿泊地、日当及び宿泊料の区分を明記)<br/>(3) 外国旅費積算書(手配旅行用又は企画旅行用)<br/>※(省略)</p> |
| <p>支出事務の審査の手引【暫定版】(抜粋)<br/>第3 節別審査項目<br/>8 節(4)外国旅費<br/>2 支出命令書の留意点<br/>(中略)<br/><input type="checkbox"/>出張後の支出の場合は、旅行代金等が確認できる領収書等が添付されているか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>議会局長等の兼職等に関する規則(抜粋)<br/>(補助執行)<br/>第2条 市長は、横浜市予算規則(令和6年3月横浜市規則第25号)、横浜市会計規則(令和6年3月横浜市規則第26号)、給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則(昭和32年6月横浜市規則第40号)、横浜市物品規則(令和6年3月横浜市規則第27号)その他これらに関連する市の諸規程に規定する事務を議会局長等に補助執行させる。<br/><br/>(事務処理)<br/>第3条 議会局長等は、前条の事務を横浜市事務決裁規程(昭和47年8月達第29号)その他市の諸規程の定めるところにより処理しなければならない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|                |                        |                     |                                           |                                        |
|----------------|------------------------|---------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------|
| 横浜市事務決裁規程（抜粋）  |                        |                     |                                           |                                        |
| 別表第 1          |                        |                     |                                           |                                        |
| 4 人事に係る事項      |                        |                     |                                           |                                        |
| 市長決裁事項         | 副市長専決事項                | 局長専決事項              | 部長専決事項                                    | 課長専決事項                                 |
| (省略)           |                        |                     |                                           |                                        |
|                | (9) 局長及び部長の外国出張に関すること。 | (14) 課長の外国出張に関すること。 | (4) 係長以下の職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員の外国出張に関すること。 |                                        |
| (省略)           |                        |                     |                                           |                                        |
| 8 出納その他財務に係る事項 |                        |                     |                                           |                                        |
| 市長決裁事項         | 副市長専決事項                | 局長専決事項              | 部長専決事項                                    | 課長専決事項                                 |
| (省略)           |                        |                     |                                           |                                        |
|                |                        |                     |                                           | (6) 支出命令に関すること。<br>(7) 適格請求書の交付に関すること。 |

(4) 本件航空賃の支出について

ア 議長分について

議長の本件出張については、方針伺が令和 6 年 2 月 19 日に議長により決裁され、同年 4 月 10 日から同月 12 日までの 3 日間の予定で実施することが決定されました。また、外国旅費に係る執行伺が同年 2 月 20 日に議会局長により決裁されています。執行伺に添付された外国旅費積算書（手配旅行用）及び見積書によれば、燃油サーチャージ代等、国内空港使用料を含む議長分の本件航空賃の額は 391,750 円（航空券 366,000 円、燃油サーチャージ等 22,800 円及び国内空港使用料 2,950 円）となっていました。なお、航空機の利用については、本件航空賃とは別に、国際観光旅客税及び現地空港税 2,880 円が旅行雑費（入出国税）に計上されています。

議長の本件出張に係る外国旅費は、本件出張後に、令和 6 年 4 月 1 日付委任状により委任されている議会局市会事務部総務課長（以下「総務課長」といいます。）が、本件出張後の同月 15 日に本件航空賃 391,750 円及び旅行雑費（入出国税）2,890 円を含む 442,986 円を計上した外国旅費請求書を添付した請求書により請求し、支出命令が同月 22 日に議会局市会事務部秘書広報課長（以下「秘書広報課長」といいます。）により決裁され、同月 25 日に支出命令書に記載された受取人である代理人総務課長の代理人口座宛てに振り込まれました。その後は、監査対象局の説明によれ

ば、総務課長が同日に受領した後、議長の確認のもと、本件随行職員に支払ったと  
のことです。

なお、当該支出命令には、航空会社発行の e チケットお客様控が添付されていま  
した。

#### イ 本件随行職員分について

本件随行職員の本件出張については、外国旅費に係る執行伺が令和 6 年 2 月 20 日  
に議会局市会事務部長により決裁され、国際局国際政策部国際連携課及び総務局人  
事部労務課の合議を経て、本件出張が命令されました。

執行伺に添付された外国旅費積算書（手配旅行用）及び見積書によれば、燃油サー  
チャージ代等、国内空港使用料を含む本件随行職員分の本件航空賃の額は 257,750 円  
（航空券 232,000 円、燃油サーチャージ等 22,800 円及び国内空港使用料 2,950 円）  
となっていました。なお、航空機の利用については、本件航空賃と別に、国際観光旅  
客税及び現地空港税 2,880 円が旅行雑費（入出国税）に計上されています。

本件随行職員分の本件出張に係る外国旅費は、本件出張後に航空賃 257,750 円及び  
旅行雑費（出入国税）2,890 円を含む 305,376 円を計上した令和 6 年 4 月 16 日付外国  
旅費請求書により本件随行職員が請求し、支出命令が同月 22 日に秘書広報課長によ  
り決裁され、同月 25 日に支出命令書に記載された受取人である本件随行職員の口座  
宛てに振り込まれました。なお、当該支出命令には、航空会社発行の e チケットお客  
様控が添付されていました。

#### ウ 本件出張に係る航空会社の選定及び航空券の購入手続について

本件出張に係る議長及び本件随行職員の航空券は、本件随行職員が令和 6 年 3 月 1  
日に A N A の羽田空港発着の直行便を往復で予約、購入しています。

航空会社の選定について、監査対象局の説明によれば、議長の予定が本件出張の出  
発日の前日夜まで入っており、また、現地での日程が直前まで調整される可能性があ  
ったため、往路は、羽田空港出発の便でキャンセル料金がかからないものを選定した  
とのこと。復路についても、本件出張の翌日朝から公務が予定されており、議長  
が市会の代表者として万全の状態で公務を遂行できるよう、速やかに帰国できる時間  
の便で、国内での移動時間を考慮した結果、羽田空港到着の便を選定したとのこと  
です。また、予定していた公務を円滑に遂行するために、適当な時間に発着する便を検

討したところ、ANA又はJALの便しかなく、廉価な方を選定した結果、当該選定した便によらざるを得なかったとのことです。

航空券の購入手続について、監査対象局は、予定がある程度決まった時点ですぐにチケットを確保しなければ、本件出張に適した航空券等が確保できなくなる可能性が高く、時期的にも時間が経つほど航空賃が高額になることも予測されたため、迅速に予約・支払いをするために、資金前渡や概算払を受けず、本件随行職員がクレジットカード決済で購入し、本件航空賃を含む本件出張に係る外国旅費は、本件出張後に請求したと説明しています。

### 3 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

#### (1) 本件出張後の本件航空賃の請求について

議長及び本件随行職員分の本件航空賃を含む本件出張に係る外国旅費の請求は、本件出張後に請求されています。

請求人は、「資金前渡の支出手続きを怠った」「非常災害時で前渡金の用意が困難である場合等を除き、私費による立替払は認められていないため、横浜市予算、決算及び金銭会計規則第 181 条に違反する。」旨主張していますが、法第 232 条の 5 第 1 項は「地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。」と規定しています。そのため、横浜市の支出は、横浜市の債務が確定し、支払義務が発生した後に、債権者のために支出することが原則となっています。支出命令書に記載された議長及び本件随行職員の本件航空賃を含む本件出張に係る外国旅費の債権者は、代理人 総務課長及び本件随行職員ですから、横浜市の支出が債権者のためにされたと認めることができます。

本件航空賃を含む本件出張に係る外国旅費の支出時に適用されていた「支出事務の審査の手引き【暫定版】」においても、外国旅費の支出命令書の留意点として、「出張後の支出の場合は、旅行代金等が確認できる領収書等が添付されているか。」が挙げられており、出張後に外国旅費を支出することが許容されています。

また、請求人は、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則第 180 条私金との混同禁止にも違反する」旨主張していますが、本件航空賃を含む本件出張に係る外国旅費は、

本件出張後に請求されていることから、資金前渡は行われていないため、本件出張に係る外国旅費について現金出納員等、現金分任出納員等又は前渡金管理者が保管する金銭はありません。

したがって、本件出張後の本件航空賃の請求について、違法又は不当を認めることができません。

なお、本件出張に係る会計事務は、執行伺における支出科目が令和6年度となっていることから、令和6年度の会計事務です。横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）附則第1項に「令和6年度の会計事務から適用する。」と規定されていることから、令和6年度の会計事務には、横浜市会計規則の規定が適用されます。そのため、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）の規定は、本件出張に係る会計事務には適用されません。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地方自治法（抜粋）<br>第232条の5 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。<br>2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってこれを行うことができる。                                                                                                                                       |
| 横浜市予算、決算及び金銭会計規則（抜粋）<br>（私金との混同禁止）<br>第180条 現金出納員等、現金分任出納員等または前渡金管理者が保管する金銭は、これを私金と混同してはならない。<br><br>（立替払）<br>第181条 次に掲げる経費は、職員に立替払をさせることができる。<br>（1） 事業現場、出張先等において緊急かつ予期できない経費でその総額一件 10,000円未満のもの<br>（2） 資金前渡、概算払又は前金払によっても支払が不可能なもので、かつ、あらかじめ所管会計管理者等が立替払を承認したもの<br>（第2項省略） |

(2) 本件航空賃の請求手続について

議長及び本件随員職員の本件出張に係る外国旅費の支出命令には、手引きに従い、航空賃の支払金額を確認できる書類として、航空会社発行のeチケットお客様控えが添付されています。

請求人は、本件出張後の支出命令で公金充当を受ける際に実際に利用した搭乗券の半券を提出していない旨主張していますが、本件航空賃を含む本件出張に係る外国旅費の支出時に適用されていた手引きでは、外国旅費の航空賃の確認について、「領収

書等の写しなど支払金額が確認できる書類を添付し、旅費を請求することとします。」と記載されており、実際に利用したことが確認できる資料の添付は求められていませんし、本件出張が行われた以上、実際に利用しなかったと認めることができません。

支出命令に添付されている e チケットお客様控に記載された航空運賃額は、執行伺に添付されている見積書及び外国旅費積算書並びに外国旅費請求書の内容と整合しており、また、当該支出命令は、専決権者である秘書広報課長により決裁されています。

したがって、本件航空賃の請求手続について、違法又は不当を認めることができません。

### (3) 本件航空賃の額について

本件出張に係る航空会社の選定について、監査対象局は、予定していた公務を円滑に遂行するために、適当な時間に発着する便を検討したところ、ANA又はJALの便しかなく、廉価な方を選定した結果、当該選定した便によらざるを得なかった旨の説明をしています。

請求人は、同様に上海市長との会談に出席した市長及びその随行職員より、議長及び本件随行職員の航空賃が高額である旨主張していますが、手引きは「同一時期・同一路線において、航空会社により運賃が異なる場合、最も廉価なものを利用して旅費を計算するのが原則」としています。また、外国旅費規則第2条第4項の規定により、航空賃は、路程に応じ旅客運賃により支給されることになっています。監査対象局の説明からは、本件出張前後の議長の公務及び現地での日程の都合に合うとの前提条件で、手引きに従い、最も廉価なものを利用したことがうかがわれます。また、その額は、外国旅費請求書に計上された航空賃の額及び支出命令に添付の e チケットお客様控に記載された航空運賃額と一致しており、外国旅費規則第2条第4項の規定のとおり、旅程に応じ旅客運賃により航空賃が支給されています。

したがって、本件航空賃の額について、違法又は不当を認めることができません。

## 4 結論

以上のことから、本件航空賃の支出は、違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは言えず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

## 5 判断の根拠とした書類

- (1) 見解書
- (2) 令和7年4月17日監監第75号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料
- (3) 令和7年5月9日監監第154号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料

## 第5 監査委員の辞退

令和7年5月15日に就任した瀬之間監査委員から、本件出張の当事者であったことから、公正な監査を期するため、本件請求の監査の執行を辞退する旨の申し出がありました。そのため、瀬之間監査委員は本件請求の監査に加わっておりません。

(令和7年4月1日受付 住民監査請求)  
※請求人から提出された横浜市職員措置請求書の概要

## 請求の内容

### 1 請求の要旨

#### (1) 事案発生経緯と財務会計上の違法、不当行為

ア 令和6年4月10日から12日にかけて、市長及び議長らが上海市に旅行をしました。

イ その路程において、市長及び市長部局の課長の随行員がエコノミークラスを利用して中国東方航空(CES:MU)の航空機を使用し、議長はビジネスクラス、議会局の係長がエコノミークラスを利用して全日本空輸(ANA:NH)の航空機を使用しました。その料金差の発生について報道されていたのは承知のとおりです。

ウ 議会局の説明では、日程が直前まで決まらなかったことを言い訳にしていますが、請求人が調査したところ、令和6年3月1日にANAのWEBサイトで往復を予約し、議長の代理人たる議会局市会事務部総務課長及び秘書広報課担当係長が、私金のクレジットカードで決済して航空券を購入していました。

エ 横浜市の公金支出は、現金による公金口座への振込であり、法人クレジットカードの扱い及びその口座への公金充当を行っていません。

オ そうすると、私費による立替払行為であり、地方公共団体の支出方法は地方自治法第232条の5第2項で資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払、口座振替の6種に限定されており、非常災害時で前渡金の用意が困難である場合を除き、私費による立替払は認められていないことから、これに違反することは明らかです。

カ また、廃止前の横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月横浜市規則第57号)(以下「会計規則」という。)第180条の私金との混同禁止にも違反する行為です。

キ 旅費は会計規則第124条第1項第4号の2の規定による資金前渡されるべきです。

ク 本件立替払いは会計規則第181条第1項第2号に該当するものとは考えづらいです。旅行計画は令和6年2月20日に渡航日程及び概算額を含め決まっており、資金前渡の支出手続きを怠り、このような事態に至ったものと考えられます。

ケ 旅行後に私金で賄った旅費を支出命令で公金を充当しましたが、実際に支出した領収書等の添付がありませんでした。航空券はキャンセル可能な券種であり、一旦それを購入したあと、キャンセルができない格安のビジネスクラスや市長と同じエコノミークラスに変更すると、その差額を着服、横領できるものです。

コ 横浜市の規定では、実際に搭乗した航空券の半券を提出することになっています。国際線の場合、それがあると搭乗クラスや券種が確認できますが、それを履行しておらず、着服、横領の疑いがあります。

#### (2) 横浜市がこうむった損害

53万5,440円

【本件旅行の支出内訳(航空賃分)】

|        |           |        |          |
|--------|-----------|--------|----------|
| 議長     | 39万4,640円 | 市長     | 6万4,920円 |
| 議長随行人員 | 26万640円   | 市長随行人員 | 6万4,920円 |

(3) 市長に対する勧告事項

横浜市長は、横浜市議会局に対して以下のことを勧告することを求めます。

ア 公務員として地方自治法及び横浜市旅費条例、会計規則の遵守と履行をすること

イ 市の基本方針から逸脱した支出であることから市がこうむった損害の返還をすること

< 事実証明書 >

1 意思決定

(1) 横浜市会議長の海外出張(上海)について(方針伺) 文書番号 議秘第661号

令和6年2月19日起案、令和6年2月19日決裁 決裁者 議長

令和6年4月10日(水)から12日(金)(3日間)の予定として決定

(2) 横浜市会議長の海外出張について(上海) 文書番号 議秘第683号

令和6年2月20日起案、令和6年2月20日決裁 決裁者 議会局長

概算額 45万2,520円 外国旅費精算書(手配旅行用)

(3) 職員の海外出張について(上海) 文書番号 議秘第685号

令和6年2月20日起案、令和6年2月20日決裁

決裁者 議会局市会事務部長及び国際局国際政策部担当部長

概算額 31万4,473円 外国旅費精算書(手配旅行用)

令和6年4月10日(水)から12日(金)(3日間)行程は以下のとおりです。

ア 4月10日 航空機ANA NH969便 10時05分羽田発

午後5時に上海市人大常委会との面談

横浜上海友好都市提携50周年友好交流会

宿泊先新錦江大酒店(JinJiangTowerHotel)

イ 4月11日 上海事務所訪問

市内視察【手配車】

ウ 4月12日 市内視察【手配車】

航空機ANA NH970便 13時35分上海虹橋発

2 航空券手配

(1) 発行所TYO WEB REVENUE

ア 議長 クラス ビジネスC 料金39万4,640円(往復)

イ 随行人員 クラス エコノミーU 料金26万640円(往復)

2024年3月1日クレジットカード決済

### 3 宿泊先手配

#### (1) 旅行会社Expdia

ア 議長 購入日2024年3月1日 室料 3万8,570円(2泊)

部屋タイプDeluxeCity-ViewKingRoom

イ 随行者 購入日2024年3月1日 室料 3万5,284円(2泊)

部屋タイプ スーペリアダブルルーム

予約者 議長随行者 クレジットカード決済

### 4 ビザ手配

ア 議長 購入日2024年3月28日 7,750円 クレジットカード決済

イ 随行者 購入日2024年3月25日 7,750円 現金決済

### 5 保険料手配

#### (1) ジェイアイ損害火災保険株式会社

ア 議長 1,610円

イ 随行者 1,350円

手配者 議長随行者 契約日 2024年3月5日 クレジットカード決済

### 6 旅行後の支出命令

ア 議長 44万2,986円 命令日 令和6年4月15日 支払 25日

イ 随行者 30万5,376円 命令日 令和6年4月16日 支払 25日

### 7 旅行後の報道との関係性

#### (1) 産経新聞社からの記事引用

ア 記事では、議長の日程が直前まで固まらなかったとされていますが、実際には2か月前の令和6年2月20日に上海での日程、面会予定時間、費用が概算されていました。

イ 航空券については、3月1日に購入されていました。

ウ 渡航した4月10日、市長らは午後1時頃に成田から出発し、上海に15時40分に到着し、午後5時30分に上海総領事と面会しました。

エ 議員らは午前10時頃に羽田から出発し、上海に12時15分に到着し、午後5時から上海人民代表大会の視察が予定されていたため、到着が早すぎました。

オ 議会局のこの説明は、報道各社に対する事実を欺く言い訳です。

### 8 公費旅行にかかる歳出負担の横浜市の方針と議会局の特異性

(1) 横浜市では、市債その他の債務が外郭団体等を含めた連結で4兆円に達し、市単独負担でも令和3年10月21日時点で市債年払利子額が378億5千万円になっており、一日当たり1億円の利子返済をしています。

(2) この財務状況から、市では令和4年6月に「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」を策定

し、その後「令和5年度予算編成における歳出改革基本方針」を発出し、市全体として歳出削減に取り組んでいます。

公費負担旅費も対象であり、本件請求においても、市長らは、成田発のMU728の機材A321にはファーストクラスの設定はなく、ビジネスクラスも8席だけで、それが満席であったことからエコノミーを利用して歳出を安価に抑えました。

(3)他方、市会及び議会局も市の方針である歳出改革に取り組み、議長が議員各自の意見を尊重しつつ、議会全体の理解・共通認識を経た上で見直しを行っていました。その実現に向け、市会の各会派の議員と意見交換を行い、意見交換の結果を共有しつつ、この意見交換を繰り返しながら、議会全体の理解・共通認識が整ったことを確認していた矢先です。

にもかかわらず、議会の代表者である議長及び議会局随行員は、羽田発のANA NH969（ビジネスクラスが38席もある機材B787）を渡航日（令和6年4月10日）の2か月前の3月1日にビジネスクラスで予約し、航空券を購入しました。

これは、(2)の市の方針に相反する行為であることが明らかであり、私金で旅費を支出し、旅行後の支出命令で公金充当を受ける際に、実際に利用した搭乗券の半券を提出しておらず、差額の着服、横領の疑いがあります。

従って、これらの合理的な抗弁がないならば、市長らとの航空賃の差額は私金で市に返還するべきです。

## 9 財務会計上の違法、不当行為

(1)地方自治法第232条の5第2項の違反

ア 公務員の公金の支出は資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払、口座振替の6種に限定されています。

イ 私金による立替払いは認められていません。

ウ 公金受取口座への振替は、現金によるものです。

エ 市では公金受取に法人のクレジットカードを発行していません。

(2)横浜市予算、決算及び金銭会計規則第181条の違反

ア 非常災害時で前渡金の用意が困難である場合等を除き、私費による立替払いは認められていません。それも総額一件10,000円未満のものに限られます。

イ 本件請求の上海旅行において、資金前渡や概算払いによる支払いは不可能ではありませんでした。渡航日が令和6年4月10日であるのに対し、2か月前の令和6年2月20日に起案されています。十分に概算払い請求を行える時間的余裕がありました。

ウ また、所管会計管理者等、横浜市会計室からの立替払いを事前に承認した証拠がありません。

(3)横浜市予算、決算及び金銭会計規則第180条の違反

ア 議長から出張旅費及び外国旅費の請求、領収、戻入及び精算の権限委任を受けた代理人である議会局市会事務部総務課長（兼前渡金管理者）が、個人のクレジットカードを使用して決済行為を行いました。

イ 市では、個人クレジットカードの口座に公金を振替していないこと及び本件は資金前渡の支出命令が航空券購入の令和6年3月1日までに行われておらず、私金であることが明らかです。

(4)横浜市予算、決算及び金銭会計規則第124条及び第130条の違反

ア 旅費は、本条において資金前渡と定められていますが、それが行われていません。

イ 概算額は令和6年2月20日に決まっていたが、これらの手続きを怠りました。

ウ その理由は、資金前渡の概算払いを受けた場合、同規則第131条で精算を受けなければならないためです。そうすると、航空券や宿泊料の領収書等の提出が必要になり、それを出したくない理由があると考えられます。そのため、地方自治法第232条の5第2項や会計規則の違反を知らながら、私金で旅費を支出し、旅行後に実際に支出した領収書等を提出せずに相当する公費を受給しようとしたものと考えられます。

エ 議長は旅行後、復命書に相当する出張報告書を一切公開しておらず、作成したかも不明です。

オ 市長については、令和6年4月16日に国際局より出張報告が記者発表され、公開されています。

## 10 結語

横浜市会及びその事務を担務している議会局の支出負担行為の特異性が明らかになっています。

監査委員は、地方自治法第199条第8項の規定に照らすと、監査のために必要があると認めるのが明らかであることから、本条に基づき、横浜市会及び議会局の徹底的な財務会計上の不当、違法行為の実態を明らかにする必要があります。

(※写真や画像等は省略しています。)

## 見解書

令和 7 年 5 月 1 日 議会局

## 1 結論

議長及び職員の出張旅費の損害賠償請求に関する措置請求については棄却するとの監査結果の決定を求めます。

## 2 議長の外国旅行における旅費支給について

## (1) 旅費の支出根拠について

ア 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年 8 月 横浜市条例第30号）第 5 条第 1 項で「議員が職務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。」とし、同条第 2 項で第 1 項の旅費は、横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号。以下「旅費条例」という。）に規定する特号の者（市長、副市長及び教育委員会の教育長）に支給する額により、旅費条例を準用して支給するとしています。

イ 旅費条例では、第15条の 4 で「本邦と外国との間における旅行について支給する旅費の種類、額及び支給方法については、国家公務員の例に準じて市長が定める。」としています。

ウ 旅費条例第15条の 4 の規定に基づき市長が定める、横浜市外国旅行の旅費に関する規則（昭和35年 5 月横浜市規則第32号）では、第 2 条第 1 項で、外国旅行の旅費の種類の一つとして、航空賃を定め、同条第 4 項で「航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。」としています。また、第 5 条は航空賃の額について規定しており、同条第 2 号で旅客運賃の等級を 2 階級に区分する航空路による旅行で、別表第 1 特 1 号（市長）、特 2 号（副市長及び教育委員会の教育長）及び 1 号（技監並びに 8 級の職務にある者及びこれに準ずる者）に該当する者については、上級の運賃とし、2 号以下に該当する者については、下級の運賃としています。

## (2) 支出手続について

ア 議長の旅費の支給手続については、職員の出張及びこれに係る旅費の支給について定める、横浜市職員出張及び旅費支給規程（平成12年10月達第22号）を準用し、第 4 条第 2 号イの規定により、外国出張に係る旅費を請求する場合で、手配旅行の方法により出張するときは、外国旅費請求書（兼領収書）（手配旅行用）（第10号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出することとなります。

イ 横浜市会計規則（令和 6 年 3 月横浜市規則第26号。以下「会計規則」という。）第 39 条第 1 項で、市長は、経費の支出をしようとする場合に調査すべき事項を規定し、適正と認めるときは、支出命令を発するものとし、同条第 2 項で、支出命令は支出

命令書を作成し行わなければならないとしています。また、第43条第1項本文で、地方自治法施行令第161条第1項第1号から第14号までに掲げる経費、同条第2項に規定する資金及び同条第1項第17号の規定による次に掲げる経費については、その資金を前渡することができるとしています。

### 3 職員の外国旅行における旅費支給について

#### (1) 旅費の支出根拠について

ア 横浜市会職員旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第74号）で「横浜市会の職員に係る旅費に関しては、横浜市旅費条例を準用する。」としています。

イ その他の旅費支給の根拠については、上記2(1)イ及びウで述べたとおりです。

#### (2) 支出手続について

旅費の支出手続については、上記2(2)ア及びイと同様の根拠に基づき支給しています。

### 4 本件旅費の支出の適法性について

(1) 請求人は、横浜市が被った損害として535,440円としていますが、航空運賃分として議長394,640円、市長64,920円、議長随行員260,640円、市長随行員64,920円と記載していることから、議長及び市長の航空運賃の差額329,720円と、議長随行職員及び市長随行職員の航空運賃の差額195,720円の計525,440円を損害と主張しているものと思われます。

また、支出された旅費の支給の違法を主張しているものと思慮されますので、令和6年4月16日付議秘第63号の支出命令（以下「支出命令1」という。）及び同日付議秘第66号の支出命令（以下「支出命令2」という。）が違法であると主張しているものと解されます。

なお、請求人は、横浜市予算、決算及び金銭会計規則を廃止する規則（令和6年3月横浜市規則第48号）による廃止前の横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号。以下「旧会計規則」という。）の適用を前提として旅費支給手続の違法性を主張しています。しかし、会計規則の附則第1項で、「この規則は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の会計事務から適用する。」としていることから、支出命令1及び支出命令2については、旧会計規則ではなく、新たに制定された会計規則が適用されます。

(2) 請求人は、旅費の支出が私費による立替払行為であり、地方自治法第232条の5第2項に違反するとしています。

請求人の主張する立替払いとは何を意味するのか不明ではありますが、一般的に立替払いとは、地方公共団体の支弁すべき経費につき、地方公共団体の職員が、地方公共団体のために、その後に償還されることを前提として、地方公共団体の支出として

一時的に立て替えて支出することをいうとされています（新自治用語辞典〔改訂版〕（ぎょうせい））。そうすると、本件では航空会社との運送契約は、それぞれ議員又は随行職員との間に成立しているものであるため、立替払いには該当しません。

(3) 請求人は、旧会計規則第180条の「現金出納員等、現金分任出納員等または前渡金管理者が保管する金銭は、これを私金と混同してはならない。」の規定に違反するとしています。

しかし、本件においては、そもそも資金前渡を受けておらず、資金前渡を受けた金銭と私金とを一体的に保管した事実はないため、同規定に違反するものではありません。

(4) 請求人は、旅費は旧会計規則第124条第1項第4号の2に当たり、資金前渡されるべきとしています。

しかし、会計規則第43条第1項本文は、「その資金を前渡することができる」としているのであって、資金前渡を義務付けているわけではありません。

(5) 請求人は、旅費の請求時に航空券の半券を提出することになっているが、本件旅費の請求の際に、航空券の半券が添付されていなかったため、違法であると主張しています。

しかし、総務局労務課が定める「旅費取扱いの手引き」においては、航空機を使用した外国旅費の請求については、3・(10)「運賃の確認について」の項で「航空賃について、領収書等の写しなど支払金額が確認できる書類を添付し、旅費を請求することとします。」としており、必ずしも航空券の半券を提出する必要はありません。本件では、旅費の請求書にeチケットの控えが添付されており、支払金額が確認できる書類が添付されているといえます。

## 5 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がないことから、本件措置請求については棄却されるべきものです。

## 陳述の概要

(令和7年4月1日受付 住民監査請求)  
※請求人及び関係職員による陳述の概要  
※氏名等是不表示処理をしています

### 1 請求人の陳述

#### ○ 請求人

横浜市職員措置請求書（令和7年4月1日付）に対して陳述いたします。

本日は、4月1日付と、5月1日に補充資料としまして追加証拠をお出ししております。結論は、横浜市が被った損害、航空賃代なんですが、53万5,440円。

内訳が、議長が39万4,640円を支出して、市長が6万4,920円、議長の随行員が26万640円、市長随行員が6万4,920円。この差額が不当な支出であるということを、こちらが訴えました。

そして、監査委員は、市長に対して次のように勧告をお願いしたい。

ア：公務員として、地方自治法および横浜市旅費条例、会計規則の遵守と履行。

イ：市の基本方針から逸脱した支出であることが明らかであるから、市が被った損害の返還を求めてください、ということでございます。

じゃあ、まず、事実証明の補充書（5月1日付）、そこの1ページ目に、今までの上海への旅行に対してのいきさつが網羅しており、（28）までの間のことを列記しております。

1番目に、2023年（令和5年）、これが横浜市と上海の友好都市の提携ちょうど50周年ということになって、5月3日から市ではいろいろな行事を取り入れて、その中でこの提携のことも組み込んで盛り上げておりました。

（2）8月30日に、横浜市が上海市長宛てに招聘状を送りました。  
そしたら、9月22日に、上海市長から祝辞が送られてきました。

（3）11月23日、横浜市は上海市にまた招聘状を送りました。

（4）12月18日、上海の副市長が市を訪問しました。そして、市長に面会をしました。  
そのときにですね、副市長のほうから、上海の訪問について打診があったんじゃないのかなと。日程調整も、何か示したんじゃないのかなと。

その後、6番目に、これを機に市長は、令和6年早々、相手方の旧正月、1月の末とか2月頃には、令和6年4月11日、この日に上海に訪問して、市長との面会が決まっていたんじゃないのかな、というふうに思われます。

そして、3月1日、このときに所管が国際局なんですけれども、そこから上海出張に対する執行伺を3月1日に出しました。

で、この3月1日に、市長は、4月11日およびその前日の4月10日、この日程で航空券を購入しております。

本来であれば、今の令和5年度の場合、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」に準じてやるんですけれども、支出命令で、その124条にある資金前渡、これを行うべきところを、資金前渡を行わないままに、航空券の予約を旅行会社のHISに頼みました。

その航空券というものがどういうものなのかといえば、補充資料の3にあるんですけれども、HISが発行したもので、使用航空会社がチャイナエアラインということで、東方航空というものです。

それで、出発が成田で、到着が浦東という、上海から約33キロぐらい離れたところに到着する飛行機を手配しました。

そして、予約のクラス、ブッキングクラスが、それを変更する場合には手数料のかかるエコノミータイプのものを購入しました。

話によりますと、ビジネスクラスがなかった。ファーストクラスも乗れるんですけれども、市長の場合は、成田からはファーストクラスが出ていないということもあって、エコノミークラスを購入した。その金額が、税を含めて6万1,600円ぐらいと。

これは、同時に予約をした政策局市長部秘書課長、その方も同じく6万1,620円で、二人が随同行としていたんですけれども、それに乗って上海に行きますよと。

往路は4月10日で、帰りが4月11日というふうになっておりました。

議長のほうはどうかといえば、4月1日付の資料につけてあるんですけれども、議長は令和6年2月20日に、上海への旅行に対する執行伺を出しまして、3月10日に、4月10日から12日までの航空券を予約しました。と同時に、宿泊施設の予約も行ったと。

この議長の場合も、本来であれば、資金前渡で公金を預かって、航空券等の旅費に充てるべきものなんですが、それを行わなかったという状況になっておりました。

それで、なぜ4月11日の上海訪問なのに、4月10日に早く出発しなきゃいけないのかということなんですが、これは、国際局が外務省に提出する資料の中を見てみると、4月11日というのは上海市長に面会をするんですけれども、午前中の10時だということで、距離的には東京から沖縄までの距離に毛の生えたぐらいで、時差もあるので、日帰りでもできないんですけれども、飛行機の便の都合もあって、前日の10日から早く入るというような形になったと思われます。

ただ、10日に行く分には、何らかのイベントというか、そういう公式行事に参加しないと、「早く行って何するんだ」ということになるので、市長のほうは、上海の外務省から行っている総領事と大使、その方に4月10日の午後5時に会うんだと。

だから、10日から行って、その領事と大使とお話をして、特に花博の話だとか、その辺の協力を頼むんだという口実で、10日に行くようになりましたと。

議長らは、やはり上海市長と面会をするんですが、彼らは11時からということなので、少し余裕はあるんですけれども、同じような理屈で、10日に行くためには何かの口実が必要だということで、上海にある地方議会に相当するような人民大会のところを視察するんだと。

それが夕方5時頃だということで、4月10日から行くということの口実作りができました、という流れになっております。

あらかじめ、もう飛行機の手配だとか、宿泊施設の手配も済んでいて、3月18日になって、市長は上海市長からの訪問応諾の書簡を受け取ったと。

そして3月20日には、市長は宿泊施設を予約して、宿泊料を払ったということで、前段階が済みましたと。

12番目に、4月1日には市の定期異動があります。かつ、令和6年4月1日からは会計規則が変更になると。今までの「横浜市予算、決算、金銭会計規則」から、「横浜市会計規則」と「横浜市予算規則」というものに変ったんですけれども、これが今までのものと非常に大幅に変更がありまして、今お話をした資金前渡の問題だとか、私金との混在防止だとか、そういう制約が規定されなくなったという状況で、これが後でまた問題にもなってくるんですけれども、それが行われたと。

そして、もう一つは、総務局人事部労務課が発行している「旅費取扱いの手引き」、これが令和5年度までのものと令和6年度のもので、大きく違いが起きました。

これは、どうも議会局からの要請でそれが入ったんじゃないかということで、今、労務課と、開示請求とかヒアリングでその辺を詰めているところでございます。

この4月1日というのは、意外と今回の事件の一つのキーにもなるかもしれません。

そして、4月1日には、議長が上海訪問に対して、先ほどお話しした上海市人大常务委员会の主任宛てに面会の依頼を出しました。

面会の依頼の内容を開示請求で見ると、4月10日の5時過ぎからということで、まあ、何というんですかね、後づけでそういうやり方で、4月10日に出発することを何か理由づけた、というふうに思われます。

14番目に、これは書き間違いがあるんですけど、4月11日の上海市長との面会の前日、10日の10時に、先ほど話した「5時に会うんだ」という希望を出しています。

あと、国際局が外務省に提出した資料から見ると、これは会話をするんじゃなくて、視察をしたんだという形であって、どんな状況なのかを見たと。

要するに、面会とかそういうことじゃなくて、そろそろ見たんじゃないのかな、というふうに思われます。

その中で、議長以外に議員らトータル13名が上海に訪問したと。

市長部局では、市長と、先ほどお話しした秘書課長と、もう一人は国際局で段取りをしている担当課長が、4月9日から13日の日程で上海のマネジメントをしていて、たった3人なんですけど、なぜか議会のほうは13名が行った形になっています。

彼らがどのようにくっついて行ったのかはわからないんですけれども、どうも4月11日の市長の訪問に便乗されて行ったんじゃないのと。

本来であれば、もっと少なくとも済むんじゃないのかなというふうな思いがあるんですけれども、大人数で押しかけたんじゃないかなと思っております。

4月8日に、10日に出発するんですけれども、その2日前に、外務省のほうに国際局が便宜供与の依頼をしたと。

どういう依頼かといえば、上海で大使に会うとか、いろんな現地の情報をブリーフィングしてもらいたいとか、そういうものを出しました、ということです。

4月10日、市長は、先ほども申しましたが、成田から浦東への5号便、13時過ぎの便で、先ほど言った中国系の航空機で出発しました。そして、17時30分に大使に面会。

一方、4月10日、これは午前10時に羽田から上海の虹橋（ホンチャオ）という、手近で15キロも離れていないような非常に便利のいい場所にある空港へ、日航の午前便で出発しました。

今回の5月1日の補充資料にもつけたんですけれども、航空便というのは、成田のように離れたところに着く場合は、かなり料金設定が低くなっている。

一方、利便性の高い羽田と、上海の15キロしか離れていない虹橋空港の組み合わせだと、意外と料金が高めだと。

かつ、中国系の航空機というのは多数の航空会社が参入していて競争が激しいので、かなり料金がディスカウントされている。

ところが、日系はJALとANAしかないので、殿様商売ということで、同じビジネスクラスであっても、エコノミーであっても割高だと。

例えば、今回議長はANAの羽田便を使ったんですけれども、トータルで20何万円か、30万円近くかかっている。

これが中国系の航空機だと、同じビジネスクラスでも15万円ぐらいで済んじゃうということもあって、なぜANAとか日系の、また高めのやつを使ったのかな、というのが、これがまた疑問なところであると。

この辺は、産経新聞のほうが5月24日にスクープで出しているのはご承知のとおりなんですけれども、その理由は、「早く着いても困るし、遅すぎても困るので、ビジネスで利便性の高いやつのノーマルチケットを購入した」というふうになっているんですけど、実際は、今私が説明しているとおり、全然早くも遅くもなく、むしろあまりにも早く着きすぎて、本来は4月11日のスケジュールなのに、余計に早いんじゃないの、というのがこちらの請求人の見解でございます。

4月11日、市長は10時に上海市長に面会して、その後、図書館を視察し、すぐに帰国しました。議長らは、11日の午前11時に市長と面会をして、そのあと調印式とかいろいろやって、その後、11日は上海城の計画展とかを見たりして、12日も企業訪問をして戻ってきた、という流れになっております。

ほかの議員12名は、12日から14日まで企業訪問などを行い、三々五々帰国してきました。

4月16日、議長らは外国旅費の支出命令書を起案しました。そして、これを市長に請求したと。資金前渡の場合は、支出命令は出発する前に作成します。その後、旅行が終わった後に精算という形で、今までの差引を計算して概算払の額があるかどうかを確認します。

これが、資金前渡を受けなかった証拠なんですよ。旅行が終わった後に支出命令書を出している、ということでございます。

今度は5月7日になって、1か月後に、市長たちが外国旅費の請求を行いました。これも精算ではなくて「支出」なんですよ。

だから、市長のほうも、先ほど申しましたが、資金前渡を受けずに、自分たちのポケットマネーというか、私金を使って立替払いを行った、ということでございます。

5月24日になって、先ほど申しました産経新聞より、「市長よりも議長随行の係長級職員が約4倍も高額になった」というスクープ記事が報道されました。

その後、こちらもいろいろ調べた結果、議会局として、今回は外国旅行なんですけれども、国内の行政視察でも、どうも公金の支出に対して不透明なところが非常にあるなということもあって、この4月4日に住民監査請求を行い、受け付けられたという流れになっております。

今度は議長のほうのお話なんですけれども、議長については、4月1日付の職員措置請求書をご覧になってください。

ここにも、まず請求の趣旨にありますけれども、先ほども申しましたが、料金の高い日系の航空会社を使って、しかもビジネスクラスのノーマルチケットであったと。

それで、議会局の説明では「日程が直前まで決まらなかった」と言い訳しているけれど、そんなことは全然なかった。前日に行けばいいし、別に午前中でなくても、市長と同じ午後でもよかった。成田空港からでもよかった。それをなぜわざわざ、ということになりますよと。

その後、ウのほうに説明していますが、議長たちはANAのウェブサイトで直接購入しました。市長部局のほうは、国際局がHIS（旅行会社）にいろいろ頼んで、一番安いのは何なのか、ということベースに調べました。

ところが、議会局のほうは、もう直接お高い日系のウェブサイトで、しかもクレジットカードで支出したと。

横浜市の場合、公金というものは現金で振り込まれるんですけれども、クレジットカードとの連携をしていない。法人カードを作っていないということもあって、これは私金と公金とを混ぜたんだな、というのがここでわかります。

そういうことによると、これは立替払い行為であって、地方公共団体としては今は許されていないこと。

普通の企業であれば、これはやっているところもいっぱいあるんですけれども、地方自治体ではできないのに、なぜそういうことをしたのか、ということでございます。

かに書いていますけれども、180条の金銭会計規則の「私金との混同防止」にも違反しているんだと。旅費は、先ほども申しましたが、資金前渡されるべきであると。

今回は30万円、40万円ぐらいだとしたとしても、国内の行政視察の場合は、議員7名ぐらいで約1回当たり100万円ぐらい出るんですよ。

議員の場合は、直接お金が議員の口座に振り込まれない。議会局の総務課長のほうが議員から委任

を受けていて、これも事実証明書につけていますけれども、旅費に関する、外国および国内に対する支出、精算、戻入など、そういう一切の権限を代理人として受けていると。

そういうことになると、総務課長としては、自分のお金でその精算をしなきゃいけないわけで、非常に負担だろうな、というふうに思われます。

あと、ケがありましたね。ケの中で、支出命令で公金を充当したんですが、実際にお金を支出した領収書は添付がなかったと。

議長のほうはノーマルチケットで、キャンセル可能だと。手数料もかからないと。だから、本当にANAで乗ったのかと。

それじゃない、違う航空会社、中国系の航空会社のエコノミークラスだとかにすると、その差額が、領収書がついていないとなれば、何というのか、着服できるんじゃないの。なぜ領収書を出さないんだと。

規則的には、搭乗券の半券だとか、そういうものを出すようになっていると。

国際線の場合にはブッキングクラスといって、先ほど申しましたフレックスだとか、フルにお金のかかる高いものと、あと制約のある場合、これはディスカウントになるんですけれども、そういうものに変えることが可能なわけで、なぜ出さないのか、出さない理由があるんだろう、出してしまうと、それがばれるんじゃないの、というのが、こちらの言い分でございます。

最後に書いていますよね。半券を提出することになっているけど、なんで出さないの、ということでございます。

詳細は、今、事実証明書のほうをご覧になればわかるんですけれども、実際に4月10日からいつ頃まで何をするかというのが、もう2月20日時点で決まっていたと。

そういう状態になっていて、3月1日になったら早々に、議長とか随行員が、もう航空券を手配していると。

その後、同時に、飛行機もそうですが、宿泊施設も手配していると。3月1日に、ですね。

しかも、その金額が、議長の場合は2日で3万8,570円、大体1泊1万9,000円で、随行員の場合も、1泊1万6,000円ぐらいのところを予約していると。

ところが、市長のほうは1万4,000円ぐらいだということで、それは随行員も同じで、向こうは部長クラスだったんですけれども、それでも1万4,000円だと。

飛行機代もそうだし、宿泊代もそうだということで、本来であれば、これもあまりにも余計に使いすぎているよねということなんですけど、明快にわかるとすれば、飛行機代という形で今回は請求をかけました。

その後、7ページ目にはビザの手配をしているんですよね。

ビザの手配は、クレジットカードで支払っているケースと、随行員の場合はキャッシュでやっているんですね。

だから、なぜ随行員だけが、ビザだけキャッシュなのかと。これも不思議なんですけれども、実際に向こうに行って手続きしたんだろうと思うんですけど、そんな形でビザを取っていると。

あと、保険料。本来であれば、この方々は多分、自らクレジットカードを持っていると。

もしそうだとすると、海外保険料というのは、クレジットカードに付帯している場合、その高いほうで補償されるわけですね。何か事件があった場合、病気になった、けがをした、持ち物を盗まれたといったときも。

だから、本来であれば、保険に入る必要もないんじゃないのと。自分が持っているクレジットカードより、こちらのほうが補償が高いという理由で入っているのかもしれないんですけども、ちゃんと保険に入っている記録がありますよと。

ところが、市長部局で行く国際局だとか港湾局、この辺の方々の場合は、自分のクレジットカードでその辺カバーされているからということで、これを公金からもらうということをしていないんですよ。

だから、そういうやりくりをちゃんとして、無駄なお金を使わないようにしているにもかかわらず、この議長のグループは、こんなやり方で保険料の手配もしている。

その後、支出命令書、先ほど申しましたが、後になってから支出命令が出ていると。

本来であれば、3月1日以前、例えば2月20日に執行伺をしたんだったら、そのときには外国旅行積算書といって、どういう計画で、どれぐらいお金がかかるかというのを出しているんですけども、それを同時に支出命令につければ、ちゃんと資金前渡ができていたと。

なぜそれをやらなかったのか、というのが一番の疑問点になっております。資金前渡というのが、一番重要なところだと思っています。

その後、旅行後の報道との関係性ということで、産経新聞が書いた、先ほども申しましたが、日程が定まらなかったとか、早すぎる、遅すぎないとかいうのは、こういうのは全部虚偽じゃないのと。

上にも書いていますけれども、4月1日に買っていたと。それで、実際に4月10日は5時半にやるんだから、こんなの別に午前中じゃなくたっていいんだと。なんでこんな説明を産経新聞にしたのかなというふうに思っております。

その後、8番目にあるんですけども、この公費旅行にかかる歳出というのは、どうあるべきかということなんですけど、議会局では、議員を含めて、令和4年6月に市から出した「横浜市の継続的な発展に向けた財政ビジョン」というものを踏まえていました。

その中で、令和5年度の予算編成における歳出改革基本方針を出しており、それについて議会局のほうも、議員を含めて、その方向に合わせて経費削減をしなければならない、というふうに見直していたと。

その実現に向けて、市会では会派の議員などと意見交換を行い、その中で大体取りまとまってきたと。

ところが、議会の意思決定というのは、運営委員会という15人ぐらいのメンバーがいる組織があって、その中に理事会というものがあるんですよ。

理事会のメンバーは5人ぐらいで、会社でいえば取締役会のような、またその中でも重要なメンバーが、議長などの提案に対して、それでいくか、いかないかの意思決定をする部署なんですけれども、そこで経費削減になるようにしようということを決めていたはずだと。

にもかかわらず、なぜ議長そのものが、高い航空券を使って、高い宿泊施設に泊まったのか。

市長のほうは、それに応じて、きちんとそれなりの料金のエコノミーであり、中国系の航空会社を使って、成田から出発している。

公用車で行くので、自分の金がかからないんですけれども、そこまで工夫しているのに、なぜ議長はそうしなかったのか。

それは方針と合わないよねと。議長自ら、そういうことをしちゃいけないんじゃないのということなんです。

その後、右側にある12ページ目に渡航者一覧表があります。これは外務省に出したデータを見たんですけれども、この中で、市長部局は3名が行きましたと。議会の議員のほうは、議長を含めて13名が行きました。A議員も行かれたということですよ。

この方々はみんな、おもしろいことに、全て羽田発なんですよ。しかもANA。1人はJALを使っている方もいますし、ある方は中国系の航空会社を使っているんですけれども、全員が羽田発。そして、上海のほうでは、近い虹桥（ホンチャオ）空港に到着する便を使っていたと。

ホテルのほうは、全員がTower Hotel、上海タワーホテルに泊まっていると。1人だけ違うところに泊まっている人がいるんですけれども、そういう方もいます。

市長部局のほうは、宿泊先は随行員がGarden Hotelという形で、宿泊施設も違うねと。どうせ行くならば、みんな同じような流れで行けばいいのに、なぜそうしなかったのか、というのが不思議なところでございます。そういうことですね。

あと、何度も言いますが、やはり立替払いというのはいろいろ問題が起こるんですよ。

他の市町村の監査委員のほうでもこの点を指摘していて、立替払いが横行しているのはよくないという指摘をしているところもございます。

今回は住民監査請求でこれを指摘しましたが、監査委員としても、こういう立替払いがどのように行われているのか、しっかり見ていただきたい。

横浜市内の出張等で、1万円以下の軽微なものであればまだしも、何十万円、あるいは行政視察のようにトータルで100万円以上のお金が動くようなものを立替払いにするのは、やはりよろしくないんじゃないの、というふうに思います。

ですので、ぜひこの辺は、違う視点での監査をお願いしたいと思います。

あと、先ほどお話ししましたが、議員という方には直接お金が振り込まれないと。

代わりに、議長の例を出しましたが、議会局の総務課長を代理人として任命し、出張旅費に対する権限をすべて委任して、お金の勘定も含めてやらせている、ということでございます。

いずれにしろ、このルールにやはり従ってもらわなきゃ困るんじゃないのかなと思います。

今、なぜそういうことをこちらが主張しているかといえば、ルールの中で、例えば紹介しますと、海外旅行における、あるいは国内旅行における交通費については、航空会社の選定というのがありまして、これは労務課が出している「旅費取扱いの手引き」に書かれているんですけれども、その中

で、「同一時期、同一路線において、航空会社により運賃が異なる場合、最も廉価なものを利用して旅費を計算するのが原則である」とされています。

例えば、この議長が市長と同じファーストクラスに乗れるかどうか、これがまた、規定に載っていないんですよ。条例とか規則に入っていないんです。

今、書かれているのは「横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の第5条第2項で、「議員は、特号の者に支給する額により、旅費条例を準用する」となっていると。

この「特号の者」というのは、国内旅行用の区分けなんですよ。海外旅行の場合は、「特1号」と「特2号」に分かれているんです。国内の「特号」の場合は、副市長、監査委員、教育長、市長などが全部混じっていて、議員86名全員が「特号」扱い。

ところが、外国の場合は「特1号」と「特2号」に分かれる。では、議長は「特1号」なのか、普通の議員や副議長は「特2号」なのか、これが書かれたものがない。

だから、なぜビジネスクラスに乗れるのかという理由、つまり海外旅行におけるビジネスクラス利用の裏づけがない。これをしっかりしないと、曖昧なままになるよね、ということです。

話を戻しますと、今、「廉価なものを使う」という原則がある中で、例えばビジネスに乗ってもいいんだということであれば、そのビジネスクラスの中で廉価なものを探せばいいわけですよ。

例えば、日本人だから日本の航空会社を使うとか、韓国の方がいるから韓国の航空会社を使うとか、そういうことをしちゃいけないんじゃないの。

むしろ、ここにある原則のとおり、日系の航空会社を使わなければならないわけではない。競争が激しい中国系の航空会社のほうがディスカウント率も高いわけだから、なぜ選ばないのというのが、この主張の根拠になるわけです。なぜノーマルチケットの日系のやつを選んだんだと。

そういうような場合に、何をやらなきゃいけないかというと、なぜこれが高くなったかという理由書をつけなきゃいけない。なぜ今回、それをつけていなかったのかというのが非常に不可解です。

今、国内旅行で、常任委員会の行政視察、これは年2回、大体7名から8名の議員と随行員等が行くんですけれども、そのとき飛行機を使う場合は、いろんな航空会社、例えば北海道ならエア・ドゥとかスカイマーク、九州ならスターフライヤーなど、そういうところもいろいろ調べて、その時期・日程・時刻に間に合う便を選ぶんですよ。

どうしても選べないケースがあると、そのときには労務課に理由書を必ず書いて提出しているんです。

ところが、今回は全然書いていないわけです。

だから、「国内の扱いと同じように理由書を書け」と書いてあるのに、なぜ書いていないのか。市長が廉価な飛行機に乗っているのに、なぜ議長は高い便を使っているのか。

この「高い理由」をなぜ書かなかったのかというのも、こちらとしてはおかしいな、非常に不透明だなと思っているところでございます。

あとはありますかといえば、宿泊料ですね。

宿泊料については、先ほども申しましたが、議会局の場合、随行員、この方は係長なんですけれども、本来は1万1,600円が支給されるどころ、実際に宿泊したのは1泊1万6,000円のホテルだったと。

一方、秘書部局の担当部長さんの場合は、1万4,600円のホテルに泊まったんですけども、支給額はルールどおり定額の1万3,500円で、お金を受け取っている。

つまり、その差額は自ら負担しているわけです。

では、なぜ増額しなかったかといえば、別にそれは必要がないという判断でやらなかった。

ところが、議会局の随行員の場合、1万1,600円では少ないということで、議員や議長と同じ1万9,300円を請求しようとした。

実際には、1万3,900円を受け取ったとのことですが、これは実費に基づくものだったと。

いずれにしろ、1万1,600円で済ませなければならないところを、高いホテルに泊まったうえで、その差額を補整した。

つまり、令和6年度になって、そうした補整が可能になったということです。令和5年度までは補整ができなかったんですね。

では、なぜ令和6年度から、随行や秘書的業務を理由に補整ができるようになったのか。この点について、現在、労務課に対して、その根拠は何かというヒアリングを行っているところです。

その根拠とされているのが、平成3年および平成5年に総務局・労務課から出された通知、いわゆるレターなんです。

これはもう30年以上前のもので、現在、労務課に対して起案要旨、保存期限、通知の有効性などについて調査を依頼しました。

しかし、開示請求の結果、そうした書類は一切残っておらず、このレターだけがあるという状況です。

では、このレターは今でも有効なのか、どうやってその有効性を証明するのか、そもそも保存期限は過ぎているんじゃないのか、30年も経っているよね、という疑問がありまして、その点について、現在、別途調査をかけているところです。

実際、なぜこんなことができるのかということで事情聴取をしたところ、その前に改定が行われていたんですね。改定をする際には、各局から改定してほしいという依頼があるらしいんですよ。

で、この議長とか市長に随行すると増額できるという制度について、誰が受益するのかといえば、議会局が一番受益が多いのではないかと、という見方がある。

そのため、誰からそういうリクエストがあったのかという点について、今、調査を進めているところでございます。

以上、議会局としては、こうした旅費等の支出について、非常に不透明で、特異性のあるやり方だと感じています。一方、市長部局のほうは、それなりに今の財政状況を踏まえて対応している。

例えば、横浜市の場合、連結ベースでの借金は4兆1,000億円あります。支出は3兆9,000億円で、借金のほうが多い。横浜市が実際に支払っている借金の年払いは、約386億円。つまり、1日あたり1億円を利払いのために支出しているという状況です。

そんな財政状況である以上、議長、議会、議会局を含めて、みんなで経費削減に取り組むのが当たり前だろう、というふうに思います。

## 2 関係職員の陳述

### ○ 関係職員

それでは、見解書を用意いたしましたので、それを読み上げる形でご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

（「別紙2 見解書」に基づき陳述）

## 3 監査委員から関係職員への質問

### ○ 前田監査委員

今の見解書の第4項の（1）を見ると、ほかの（2）から（5）までは請求人の主張をまとめて、それに対して回答がされています。しかし、この（1）を見るだけでは、その回答が見当たりません。

おそらく、請求人が一番言いたいのは、市長側に払ったお金よりも、議長側に払ったお金のほうが高すぎるのではないかと、という点だと思います。

それに対する回答は、この見解書だけでは読み取れず、5月1日付の回答書の5ページ目、エの項目にある、監査事務局からの「本件航空賃について、公務の都合または天災その他やむを得ない事由（旅費条例第2条）があればご教示ください。」という記述が、その回答になるのでしょうか。

### ○ 関係職員

見解書の点で、（1）のところについてですが、航空賃の金額の妥当性に関しては、請求書自体に違法事由としての記載がなかったため、その点については見解書には記載されていない、ということになります。

ただ、ご指摘のとおり、質問事項への回答の中で、この便を選んだ理由については、おわかりいただけるのではないかと思います。

### ○ 前田監査委員

見解書にないとなかなか請求人に伝わらないので、今の回答書のところを、かいつまんで説明していただけますか。

### ○ 関係職員

はい。今回の市長の旅費（航空賃）と議長の航空賃の差、及び随行員も同様だと思いますけれども、その理由でございしますが、上海での日程がほぼ決まった時点で、チケットについては購入可能と

なりまして、出発・到着の時間および場所がその日程に適当で、かつキャンセル料のかからないチケットである当該航空会社の便を選定させていただいたものでございます。

具体的な理由といたしましては、議長の予定が出発の前日夜まで入っていたということもございまして、羽田空港発着便を前提といたしました。

また、上海到着の午後には公務が予定されていたことから、昼頃までに上海に到着する便を前提といたしました。

さらに、上海市からはご招待をいただいておりますが、先方の都合により、現地の日程が直前まで調整される可能性があったことも考慮し、キャンセル料金のかからないチケットを選定させていただいたところでございます。

#### ○ 前田監査委員

そうすると、その「やむを得ない事由」として一番大きい理由は、キャンセル料金がかかるかどうか、という点ですね。それは、議長の日程の都合との関係で判断した、ということになりますか。

#### ○ 関係職員

はい、その部分と、もう一つは、議長の日程が非常にタイトで、上海へ出張の前後にも公務が入っているということも関係してございます。

また、上海での公務において万全の態勢を整えるため、健康管理の面も含めて、しっかりとした準備を行い、公務を遂行していただくということも、一つの考えとして含まれてございます。

#### ○ 前田監査委員

航空券についてはわかりましたが、宿泊旅費についてはいかがでしょうか。

#### ○ 関係職員

この金額になった理由、ということでしょうか。

#### ○ 前田監査委員

はい、そうですね。要は、一言で言うと、請求人の主張は「市長側よりも議長側のほうが高くついているのではないか」という点です。その説明がよくわからない。資料も何も残っていないので、よくわからないということだと思います。旅費についてはキャンセル料が基準になったとのことですが、宿泊費についてはいかがでしょうか。

#### ○ 関係職員

市長側の宿泊費については、今回は事前にいただいておらず、最初の請求書でもその点について特に質問がなかったため、ちょっと今、確認を……。

#### ○ 関係職員

宿泊費についても、ご指摘はありませんでしたので。

#### ○ 前田監査委員

ご指摘はなかったのですが、結局は、支払った金額が高いか安いのかという議論になります。旅費については、キャンセル料が発生するかどうかを基準になったとのことですが、宿泊費については、た

たとえば直前だったために他の宿泊先が見つからなかったなど、何か事情があったのかもしれませんが。そのあたりはいかがでしょうか。

○ 関係職員

公務を遂行するにあたって、便の良い場所に宿を取ったと聞いております。また、規定の中で定められている金額等の範囲内で宿泊先を決めた、ということを担当から聞いております。

○ 前田監査委員

これは直前だったので、もうキャンセル料の問題というよりも、まあ、キャンセル料の問題かもしれませんが、他に宿泊先の予約が取れなかったなど、何か具体的な事情があったのでしょうか。

○ 関係職員

おそらく、地図にプロットしてみると、面会会場の近くのホテルだったのではないかと考えられます。

○ 前田監査委員

例えば、市長の宿泊先を確認したとか、そういったことはなかったのですか。

○ 関係職員

秘書側とは、そういったやり取りは行っておりません。

○ 前田監査委員

宿泊先を選ぶ際には、エクスぺディアというホームページでご覧になったということですか？いくつも金額が表示されると思いますが、その中でどのように判断されたのでしょうか。もしこの部屋しかないという状況であれば、それはもう仕方のないことですし、そのあたりについてお聞かせください。

○ 関係職員

当然、ホテルを探す際には、訪問先との距離や、その後の日程も含めて、行程上もっとも立地条件の良い場所を優先して探すことになります。そのうえで、ホテルの空き状況を考慮しつつ、金額面についても、規定の範囲内で宿泊可能なホテルを選ぶというのが基本的な考え方になります。

○ 前田監査委員

今回、請求人からは、確かに航空運賃だけが問題になっているのかもしれませんが、結局のところ、横浜市が支払った金額が市長側と比べてあまりにも高かった、もしそういう事実があるのであれば、やはりその点については説明できるようにしていただきたいと思います。

また、そういったご説明が可能であれば、この場でなくても構いませんので、後日でもご対応いただけますでしょうか。これは確かに請求書には記載されていない事実ではありますが、今後のためにも、請求人の言うように、何十万円も違うのはおかしいのではないかという点について、合理的に説明できるようお願いできればと思います。

○ 関係職員

はい、わかりました。

○ 大岩監査委員

見解書の内容について、ポイントとなる２点について確認させていただきたいと思います。

見解書に内容が書かれているので、ある意味ではその確認ということになってしまうかもしれませんが、まず３ページの１点目として、「資金については前渡することができる」と書かれています。

「できる」という表現なので、可能ではあるけれど、必ずしも実施しなければならないわけではない、という意味合いなのかなと思います。

今回の場合は前渡しは行われていませんが、行われた手続きが適法、つまり正しい手続きであったのかどうか、その点について、記載はありますが、改めて確認させてください。

○ 関係職員

はい。委員ご指摘のとおり、資金前渡については「できる」という規定のもと、今回もその判断をさせていただいております。

今回の場合ですが、先ほど申し上げたとおり、上海の日程がある程度決まった時点で、すぐにチケットを確保しなければならないという事情がありました。出張に適した航空券や宿泊先が確保できなくなることは避けなければならませんでした。

また、時期的に年度末であったこともあり、時間が経つほど航空運賃が高額になることが予測されました。そうした事情から、手続きに時間を要する資金前渡ではなく、最も迅速に予約・支払いが可能な方法として、資金前渡を用いず、旅費の支給については事後払いとさせていただいたところで

○ 大岩監査委員

ということは、適法であったということですね。

○ 関係職員

はい、そのように認識しております。

○ 大岩監査委員

もう一点ですが、その少し下の部分について確認させてください。手続にあたって、「書類等の写しなど、支払金額が確認できる領収書等を添付し」となっています。

もちろん、領収書を添付するのが一番望ましいとは思いますが、「等」とあるので、領収書に類する、同様の内容が確認できる書類を添付して請求する必要があると理解しています。

今回については、その「等」に該当するものとして、旅費の請求書にeチケットの控えを添付されたと見解書に記載されていますが、このeチケットの控えが「等」に該当するのか、そしてそれが適法であるのかどうか、その見解を教えてください。

○ 関係職員

はい。私どもとしましては、今回、委員のおっしゃるとおり、eチケットの控えを添付させていただきました。これはまさに、支払金額が確認できる書類であると判断し、添付したものでございます。

○ 大岩監査委員

ということは、これは適法であるということですね。

○ 関係職員

はい、そのように認識しております。

○ 大岩監査委員

わかりました。以上です。

## 4 請求人の意見表明

○ 請求人

4月1日付の職員措置請求書なんですけれども、基本的には議員に対しては請求はできないというのは知っております。したがって、本来これは代理人である、議会局市会事務部総務課長が、代わりに金銭、要するに旅費に係る国内・国外を含む権限を委任されていて、彼が責任を持って全部やっているという形なんですよ。

で、先ほどお話のあったケースなんですけれども、こちらはクレジットカードを使っているということに問題を挙げているんですよ。クレジットカードというのは、先ほども申しましたが、市としてはそれに対するひもづけをしていない。ということは、クレジットカードで支払ったお金というのは、私金なんです。

ところが、今回は公務による公務出張、公務旅行なんですよ。そのためのお金というのは、本来であれば資金前渡できた公金なんです。なのに、今回なぜ資金前渡をしなかったのか、というのがちょっと曖昧だというのが問題なんですよ。

だから、資金前渡をした上で立替払いをやったら、もっと悪いんですよ。資金前渡もしないで全部立替払いでやったら……。先ほども申しましたが、国内の場合だったら、1回行政視察をやるに100万円かかるんですよ、議員の場合。それが7つあるんですよ、常任委員会が。じゃあ、1回だけで700万。それが年2回ありますから、1,400万なんです。

特別委員会は会派別で1回やっているし、1泊2日ですけれども、これもお金がかかる。全部、議員の分は総務課長が立て替えなきゃいけなくなっちゃうわけです。資金前渡をしないとね。

もしやらないのであれば、やらないと宣言したほうがいいよ。そのかわり、クレジットカードで払うにしろ何にしろ、総務課長が金銭的な責任を全部負う形になりますよ、ということです。

今、問題にしているのはクレジットカードのことね。

それと、令和6年度からは、航空会社を使った場合には、半券あるいは搭乗証明書を出すようになりました。これは、令和5年度の件でこちらもいろいろやって、その後、議会局も改心して、ちゃんとそれを徴収することになったんです。

だから、外国旅行だから半券や搭乗証明書を提出しなくてもいいというのは、なんで今回だけそうなるの、ということなんですね。そういうのがルールなんです。やっぱり、ノーマルチケットだったら無料でリファンドできるんですから。だから、着服できる可能性があるというのが、こちらの指摘なんです。

あと、ホテルのほうは、これは5月1日付の補充で出していますよね。あの補充書を読んだ上で見解を出してもらったほうが、間違いないと思います。

それは、なんで Tower 上海という高いところを選んだんだと。なんで市長は Garden Hotel の1万4,000円でやっているんだと。どうせ一緒に行くのであれば、同じところに泊まればコミュニケーションも取れるはずだと。

相手方の上海市長だって、我々がこれだけ16名も一緒に行くんだから、急に日程を変えるなんてことは、あるわけないわけですよ。3月18日に、よく来てくれますねということを言っているわけです。3月18日に。実際に渡航したのは4月10日で、4月11日でしょう。

そしたら、それまでの間に、議長だか何だか、日程調整なんて内部で済ませば済むことだけの話ですよ。どれだけ忙しいかどうかは知らんけど。まあ、議会も始まってないしさ、4月のその時期だと。

だから、いつ予定が変わるかもしれないとかね、それは非常に詭弁な言い訳だと思いますよ、これ。